平成２６年（フ）第９３７号
愛知県津島市藤浪町２丁目１番地２　津島公団住宅２号棟108号
債務者　山田　春美
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２０号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住５街区１号棟505号
債務者　鈴木　茂子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０７３号
名古屋市瑞穂区新開町24番12号　市営南新開荘１棟1304号
債務者　吉川　直希
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７３号
北九州市八幡西区友田３丁目３番18―406号
債務者　柏原　美香
1　決定年月日時　平成26年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３４５号
熊本県宇土市岩古曽町1376番地１　シティハイム宇土101、前住所熊本県宇城市松橋町浦川内207番地37
債務者　大坂間留奈
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３７１号
福岡県春日市須玖南５丁目41番地　プレジールＳＵＧＵ205号
債務者　五十嵐奈々子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３９号
広島県府中市鵜飼町86番地９
債務者　赤毛　寛親
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１４９号
広島県福山市手城町１丁目７番14号
債務者　小畠恵美子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５２号
広島県福山市南蔵王町６丁目29番５―405号　県住
債務者　福田久美子こと　橋辺久美子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５５号
広島県福山市御幸町大字中津原1935番地１　ラポール御幸103
債務者　矢田与志子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３７６号
熊本市西区花園５丁目29番27号
債務者　今村　正代
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８８６号
愛知県春日井市柏原町５丁目251番地　ユーハイム・カシワバラ７―Ｂ号
債務者　畑中　章子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０６号
愛知県知多郡東浦町大字生路字池下61番地の９　ピボツトマンション池下303号
債務者　山本みゆき
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１１５号
愛知県春日井市中央通２丁目115番地　村田マンション401号、従前の住所愛知県春日井市長塚町１丁目26番地１　第３オカハイツ４―Ｂ号
債務者　秋岡　　博
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７３号
沖縄県那覇市樋川１丁目19番35号　ケイコー樋川マンションＣ―６
債務者　望月眞佐美
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０４３号
愛知県愛西市渕高町八畝割16番地　ハーベストコート202号室
債務者　伊藤麻里子
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６０号
愛知県瀬戸市原山町148番地
債務者　近藤　康之
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　名古屋地方裁判所民事第２部